



ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業（経済産業省、一部国土交通省連携事業）

平成30年度予算（案）
8,500百万円（新規）

背景・目的

- 2030年のCO2削減目標達成のためには、家庭部門からのCO2排出量を約4割削減しなければならない。
- その達成には、住宅の省エネルギー性能の向上を図る必要があり、このためには、戸建・集合住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）のより一層の普及を促進する必要がある。
- 加えて、既存住宅の省エネ化に資する高断熱建材を用いた住宅の断熱改修を推進する必要がある。
- また、より低炭素性能の優れた先進素材や再エネ熱活用の普及を促進することにより住宅の低炭素化を促進する。

事業概要

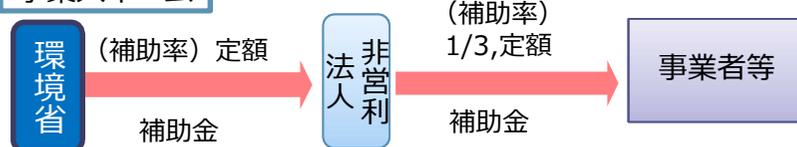
1. ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）

- ① 戸建住宅において、ZEHの交付要件を満たす住宅を新築・改修する者に定額の補助を行う。
- ② ZEHの要件を満たす住宅に、低炭素化に資する素材を一定量以上使用し、又は先進的な再エネ熱利用技術を活用した戸建住宅を建築する際に定額の補助を行う。
- ③ 分譲集合住宅及び賃貸集合住宅（一定規模以下）において、ZEH相当となるものを新築又は同基準を達成するように既築住宅を改修する場合に、追加的に必要となる費用の一部に定額補助を行う。

2. 高性能建材による住宅の断熱リフォーム事業（経済産業省連携事業）

- ①既存戸建住宅及び、②既存集合住宅について、高性能建材導入に係る経費の一部を補助する。
- 住宅用太陽光発電設備（10kWh未満）が設置されており、2-①の事業に加え、既存戸建住宅に一定の要件を満たした家庭用蓄電池、又は蓄熱設備を設置する者に対し設備費と工事費の一部を補助。

事業スキーム



事業概要

1. ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業

- 補助対象 : 非営利法人 補助割合 : 定額
 間接補助対象 : 住宅（戸建、分譲集合、賃貸集合）を建築・改修する者
 補助率等 : ①及び③定額（70万円/戸）
 ②定額（上限額：90万円/戸）
 ※②は①に加えて交付
 ※蓄電池3万円/kWh（上限額：30万円）を別途補助

- 事業実施期間 : ①について：平成30年度～平成31年度
 ②及び③について：平成30年～34年度

2. 高性能建材による住宅の断熱リフォーム事業

- 補助対象 : 非営利法人 補助割合 : 定額
 間接補助対象 : 既存戸建住宅を改修する者、既存集合住宅を改修する者
 補助率等 : ①既存戸建住宅への高性能建材導入：1/3（上限：120万円/戸）
 ②既存集合住宅への高性能建材導入：1/3（上限：15万円/戸）
 ※家庭用蓄電池 設備費：定額（3万円/kWh、上限：1/3）
 工事費：定額（上限：5万円/台）を別途補助
 ※家庭用蓄熱設備等 設備費及び工事費合わせて定額（上限：5万円/台）を別途補助

- 事業実施期間 : 平成30年度～平成31年度

期待される効果

- 戸建住宅及び集合住宅のZEH化、断熱リフォームの推進による既存住宅の高断熱化等を進め、住宅の低炭素化を促進し、家庭部門のCO2削減目標達成に貢献する。
- 低炭素化に資する素材（CLT、CNF等）や先進的な再エネ熱利用技術等、低炭素性能に優れた素材等の普及の端緒を開く。
- 再生可能エネルギーの自家消費に対するインセンティブを提供することで、再生可能エネルギーの普及拡大を図る。



ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業のうち ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による 住宅における低炭素化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）

事業目的・概要等

背景・目的

- 2030年のCO2削減目標達成のためには、家庭部門からのCO2排出量を約4割削減しなければならない。
- 個々の住宅の低炭素化の技術は確立し、大手住宅メーカー以外の地場工務店や設計事務所等に拡大していく必要がある。
- このため、従来、経済産業省において実施していたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援を連携事業として環境省において実施する。加えて、より低炭素性能の優れた先進素材（CLT、CNF等）や再エネ熱活用の普及に向けた支援を行う。
- さらに、低炭素化が遅れている分譲及び賃貸集合住宅のZEH化に向けた支援を実施する。

事業スキーム

補助対象：非営利法人 補助割合：定額
 間接補助対象：住宅（戸建、分譲集合、賃貸集合）を建築・改修する者
 補助率等：①及び③定額（70万円/戸）
 ②定額（上限額：90万円/戸）
 ※②は①に加えて交付
 ※蓄電池3万円/kWh（上限額：30万円）を別途補助
 事業実施期間：①について：平成30年度～平成31年度
 ②及び③について：平成30年～平成34年度

事業概要

- ① 戸建住宅において、ZEHの交付要件を満たす住宅を新築・改修する者に定額の補助を行う。
- ② ZEHの要件を満たす住宅に、低炭素化に資する素材（CLT、CNF※等）を一定量以上使用し、又は先進的な再エネ熱利用技術を活用した戸建住宅を建築する際に定額の補助を行う。
- ③ 分譲集合住宅及び賃貸集合住宅（一定規模以下）において、ZEH相当となるものを新築又は同基準を達成するように既築住宅を改修する場合に、追加的に必要となる費用の一部に定額補助を行う。

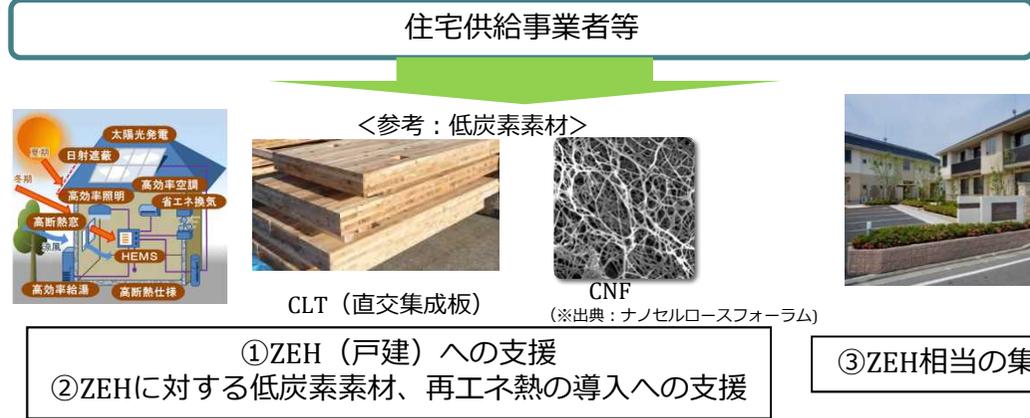
※ CLT：直交集成板（Cross Laminated Timber）

CNF：セルロースナノファイバー（Cellulose Nanofiber）

期待される効果

- 家庭部門のCO2削減目標達成のため、戸建住宅のZEH化を進めるとともに、分譲集合住宅・賃貸集合住宅のZEH化の端緒を開く。
- 省エネ性能表示や「環境性能」の検索条件の整備と普及啓発を一体的に行い、低炭素型の住宅を選択する機運を高め、市場展開を図る。
- 低炭素化に資する素材（CLT、CNF等）や先進的な再エネ熱利用技術を使用したZEH戸建住宅を供給し、低炭素性能に優れた素材等の普及の端緒を開く。

イメージ





ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業のうち 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業（経済産業省連携事業）

事業目的・概要等

背景・目的

- 2030年のCO2削減目標達成のためには、家庭部門からのCO2排出量を約4割削減しなければならない。
- 住宅の省エネ・低炭素化については、別途ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化の支援を行い、さらに既存住宅については高性能・省CO2な断熱材や窓などの設備による断熱リフォームを進め、住宅の低炭素化を総合的に促進する必要がある。
- また、平成31年度以降、固定価格買取制度（FIT）の買取期間が終了する住宅用太陽光発電が出現することから、その有効活用を図る必要がある。
- このため、高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援を実施するとともに、再生可能エネルギーの有効活用のため、家庭用蓄電池、家庭用蓄熱設備の普及に向けた支援を行う。

事業スキーム

補助対象：非営利法人 補助割合：定額
 間接補助対象：既存戸建住宅を改修する者、既存集合住宅を改修する者
 補助率等：①既存戸建住宅への高性能建材導入：1/3（上限：120万円/戸）
 ②既存集合住宅への高性能建材導入：1/3（上限：15万円/戸）
 ※家庭用蓄電池 設備費：定額（3万円/kWh、上限：1/3）
 工事費：定額（上限：5万円/台）を別途補助
 ※家庭用蓄熱設備等
 設備費及び工事費合わせて定額（上限：5万円/台）
 を別途補助
 事業実施期間：平成30年度～平成31年度

事業概要

- ①既存戸建住宅及び、②既存集合住宅について、高性能建材導入に係る経費（設計費、設備費、工事費、諸経費）の一部を補助する。
- ①の事業の実施に加え、住宅用太陽光発電設備（10kWh未満）が設置されており、既存戸建住宅に一定の要件を満たした家庭用蓄電池、又は蓄熱設備を設置する者に対し設備費と工事費の一部を補助。
 要件：○家庭用蓄電池
 - ・通信規格「ECHONET Lite」対応、かつAIF認証取得
 - ・自家消費を優先した運転とすること
 ○家庭用蓄熱設備
 - ・冷媒に自然冷媒等を用いている設備
 - ・通信規格「ECHONET Lite」対応、かつAIF認証取得

期待される効果

- 家庭部門のCO2削減目標達成のため、住宅の断熱リフォームを進め、既築住宅における断熱性能の向上を進める。
- 家庭用蓄電池の普及により、再生可能エネルギーの自家消費に対するインセンティブを提供することで、再生可能エネルギー普及拡大を図り、段階的にFITの買取期間終了後における家庭部門のCO2排出量削減を図る。

イメージ

